

鈴木恒夫税理士事務所 株式会社鈴木経営センター TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp http://www.szk-accounting.jp/

「下請法」と「消費税転嫁対策特措法」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」と して、下請法(下請代金支払遅延等防止法)の 普及・啓発が集中的に行われます(今年度の標 語は「無茶な依頼 しないさせない 受け入れ ない」)。また、消費税率引上げ後の転嫁拒否行 為について、中小事業者に対する悉皆的な書面 調査も今後実施されます。

◆下請法による親事業者の義務と禁止行為

下請法は、物品の製造や修理、情報成果物作 成、役務提供の委託取引が対象となり、取引内 容に応じて規定されている資本金区分に該当す る場合に適用されます。対象取引の親事業者に 対しては、発注時の書面交付など4項目の義務 と、受領拒否(注文した物品等の受領を拒む) や、支払遅延(支払期日までに代金を支払わな い)、減額(あらかじめ定めた代金を減額する)、 買いたたき(通常の対価に比べて著しく低い代 金を不当に定める)など11項目の禁止事項が 定められています。

◆消費税の転嫁拒否行為を禁止する措置

今月から消費税率が10%に引上げられまし

たが、消費税転嫁対策特措法では、大規模小売事業 者(売上高100億円以上など)と継続して取引し ている事業者や、法人と継続して取引している資本 金3億円以下の事業者や個人事業者等に対して、減 額や買いたたき、本体価格での交渉の拒否などによ り消費税の転嫁を拒む行為を禁止しています。

特に、税込価格で対価を定めている場合に消費税 率引上げ後も対価を据え置く行為や、販売する商品 が軽減税率の対象品目であることを理由に10%が 適用される商品の仕入価格を据え置く行為は「買い たたき」に該当しますので、注意しましょう。

一般NISAの非課税期間が終了した場合

一般NISAの非課税期間は最長5年間のため、 平成27年(2015年)分は今年末で終了します。

NISA口座内の上場株式等を売却せずに非課税 期間終了後も保有し続ける場合は、その年末時点で の時価を取得価額として、①令和2年(2020年) 分のNISA口座に移管(ロールオーバー)、又は ②特定口座などの課税口座に移管ができます。

①を選択した場合、引き続き5年間非課税となり ますが、ロールオーバーした分だけ非課税投資枠(1 20万円)を使用します(上場株式等の時価が12 0万円を超えている場合でも、すべてロールオーバ 一可能)。なお、ロールオーバーをする場合は予め 手続きが必要となります。

国外居住親族に係る扶養控除等の適用

国外居住親族について扶養控除等を適用する方は、扶養控除等申告書を提出する際に「親族関係書類(親 族であることを証明する一定の書類)」を提出する必要があります。

また、年末調整を行う際には「送金関係書類(親族の生活費を支払ったことを明らかにする一定の書類 」を提出する必要があります(提出がない場合は扶養控除等の適用はできません)。

なお、送金関係書類は、*外国送金依頼書の控え、*カードの利用明細書などが該当します。